

令和8年度 新小学1年生の保護者のみなさまへ

就学援助の入学前申請のお知らせ

～新入学学用品費を入学前に支給します～

秋田市では、経済的に困りの保護者の方に対して、負担を軽減するために学校教育にかかる費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

令和8年度に小学校に入学するお子さんの保護者について、審査の結果、認定となった場合は、新入学学用品費（入学準備にかかる費用）を、入学前の令和8年2月に、保護者の口座へ支給します。

受給を希望される方は、以下のお知らせをよく読んで入学前申請をしてください。

入学前支給を受けることができる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- ・お子さんが令和8年4月に小学校へ入学される方
- ・教育委員会が定める基準により認定された方

※生活保護を受給している方は、入学準備金は生活保護費から支給されますので申請は不要です。

申請方法

裏面の【記入例】を参考に申請書に記入し、必要に応じて添付書類を添え、提出期限までに、秋田市教育委員会学事課に郵送又は持参してください。

申請書提出期限

令和7年12月26日（金）

- ・窓口での受付は、午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、市役所閉庁日である土曜日、日曜日、祝日を除きます。
- ・郵送の場合は、期限までに到着するように送付してください。

注意事項

- ・今回の申請で認定となり入学前支給を受けた後、入学前に市外に転出した場合は、転出先の自治体に、就学援助認定による新入学学用品費の支給を受けた旨を通知しますので、ご了承ください。
- ・今回の申請で認定となった場合でも、入学後も引き続き就学援助を希望される場合は、別途申請が必要です。入学後の申請書は、入学式の日各学校から配布します。

審査について

- 1 お子さんと同世帯の家族の収入額が生活保護基準額（平成25年4月1日現在の基準をもとに算定した額です。）の1.3倍以下の方が認定となります。生活保護基準額は各家庭によって異なります。事前に審査結果等のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。
- 2 令和7年度（令和6年中）の市民税課税台帳の収入額で審査し、郵送で審査結果を通知します。
※なお、認定のめやすは次の表のとおりです。

家族構成	生保基準(年額)	給与収入の場合(年額)	給与以外の収入の場合(年額)
父43歳、母39歳、長男13歳、長女9歳 (持ち家、父、母共働きの場合)	2,847,168円	4,213,719円以下	3,701,318円以下
母36歳、長男8歳、長女5歳 (家賃50,000円の場合)	2,231,628円	3,413,517円以下	2,901,116円以下

申請書記入上の注意

- 記載事項が事実と相違する場合、援助の対象となりません。
- 「申請理由」欄の記入について、次の点にご注意ください。
 - 現在の収入が前年の収入から著しく減少している場合（失業等）や、特別な事情で経済的に困っている場合は、必ずその事情を記入してください。
 - 住宅ローン、自動車ローン等については、申請理由として認められません。
- 「家庭の状況」欄には、住民票の世帯をお子さんとともにしている方全員を記入してください。
単身赴任等で別居している保護者も含みます。「申請理由」欄の余白に住民登録地の市町村名を必ず記入してください。

添付する書類

項 目	添 付 書 類 ※1	書類を発行するところ
申請書の「1 申請理由」が(1)～(3)の方	減免承認通知書 ※2	市民税課、資産税課、国保年金課
遺族年金・障害年金を受給している方	振込通知書又は証書	日本年金機構（年金事務所）
雇用保険を受給している方	雇用保険受給資格者証	公共職業安定所（ハローワーク）
養育費・仕送り等の収入がある方	証明書類は必要ありませんが、申請書に金額を記入してください。	
転職等により収入が著しく減少した方	直近数か月分の給与明細等	勤務先
令和7年1月2日以降に秋田市へ転入された方	次のいずれかの書類 ※令和7年度のもの（令和6年中の所得・収入を証明するもの）が必要です。	
	市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書	勤務先
	市町村民税・県民税納税通知書	令和7年1月1日に住民登録があった市町村
	市町村民税・県民税（所得・課税）証明書	

※1 各種証明書類はコピーで結構ですが、最新のものを添付してください。

※2 各種減免承認通知書は再発行されませんので、紛失した方は申請理由(5)での申請になります。

問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課

秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所5階

電話 888-5806 FAX 888-5804